

国 空 委 第 13 号
平成 18 年 9 月 6 日

国 土 交 通 大 臣 殿

航空・鉄道事故調査委員会委員長

鉄道車両のブレーキ装置に関する建議について

東日本旅客鉄道(株)常磐線列車脱線事故の調査結果に基づき、標記について、航空・鉄道事故調査委員会設置法第22条の規定により、下記のとおり建議する。

記

列車を急きょ停止させなければならない事態が生じた場合に使用される非常ブレーキは、事故防止の観点から可能な限り大きな減速度が得られる必要がある。

このため、鉄道車両のブレーキ装置について、常用最大ブレーキの後に使用される非常ブレーキの減速度は、常用最大ブレーキの減速度よりも低下しない構造とするよう、所要の措置を講ずること。